

## 情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

電話 住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

【受付時間】月～金曜日:午前9時～午後6時/土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

参照 詳細はP22「注意喚起情報12」をご覧ください。

郵送 スミセイ安心だより

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内、住友生命の事業報告等についてお知らせします。

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。詳細は住友生命のホームページをご確認ください。

- ・満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
- ・満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

ホームページ   <http://www.sumitomolife.co.jp>

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

## 募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取り扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。**
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店にご確認ください。
- 募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」(\*)に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は、原則、保険募集を行いませんのであらかじめご了承ください。  
(\*)詳細は各募集代理店にご確認ください。
- 保険募集にあたっては、法令などにより、P4、P8にある〈お取引信用金庫の事業性資金の融資をご利用されている関係先のお客さまへ〉に記載の制限がありますので、必ずP4、P8の当該内容をご確認ください。また、募集代理店に融資をお申込中のお客さまなどに対しては、本商品の保険募集を行わない場合があります。

 **ご検討にあたっては、「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。**

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100(大代表)  
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

©個C-18-10(2018.8) 532B3F0H18



# しんきんの終身保険

低解約返戻金型無配当介護保障終身保険

ふるは〜と **L** 〈介護プラン〉 **全期前納タイプ**

2018年8月版

告知書採用

低解約返戻金型無配当終身保険

ふるは〜と **L** **全期前納タイプ**



## 契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

 **この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。**

終身保険のお申込みは信用金庫へ

[引受保険会社]

 **住友生命**

この街と生きていく

**SHINKIN** 信用金庫

# ふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉は「介護へのそなえ」「死亡へのそなえ」に加え、「解約返戻金をさまざまにご活用できる」保険です。

ふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉  
ふるは〜と<sup>L</sup>の  
特徴

1

万一の  
リスクに  
備える  
商品です。

- **保険金額は一生涯変わりません**ので、万一のことがあった場合でも安心です。
- 「**死亡・高度障害保障**」に加え、「**介護保障**」もご準備いただけます。



• 介護保障をご準備いただけるのはふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉のみです。介護保険金をお支払いした場合、死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

• 住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

**詳細** 詳細は「ご契約のしおり・約款」の「特徴としくみ」をご確認ください。

ふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉  
ふるは〜と<sup>L</sup>の  
特徴

2

簡単な告知で  
幅広い世代の方  
にお申し込み  
いただけます。

- **健康状態に関する告知項目は5つのみ**で、**15歳～75歳<sup>(※1)</sup>**の方がお申し込みいただけます。

**詳細** 詳細は「告知書」をご確認ください。

※ご職業などについても告知していただきますので、健康状態に関する5項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

ふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉  
ふるは〜と<sup>L</sup>の  
特徴

3

確かな  
かたちで  
のこすことが  
できる  
商品です。

- **スムーズに現金化**できます。  
生命保険なら、原則遺産分割協議（遺産分割にかかる相続人同士の話し合い）の対象外<sup>(※2)</sup>となり、(災害)死亡保険金は受取人からの請求手続きにより原則5営業日以内にお支払いします<sup>(※3)</sup>。そのため葬儀代などの急な出費に充てることができます。
- 生命保険金の**相続税非課税枠**をご活用いただけます。

生命保険金には、一定の非課税枠があります。

**非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数**

※ただし、契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合



記載の内容は2018年8月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

ふるは〜と<sup>L</sup>〈介護プラン〉  
ふるは〜と<sup>L</sup>の  
特徴

4

保険料払込期間  
満了後の  
解約返戻金を  
さまざまに  
ご活用できる  
商品です。

- 保険料払込期間満了後、将来の**終身保障の全部または一部**にかえて、**解約返戻金**をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

• 年金支払移行特約を付加することにより、**解約返戻金**を年金でお受け取りいただけます。



• 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

• 解約返戻金は、保険料払込期間中は既払込保険料を下回り、保険料払込期間満了後も既払込保険料を下回る場合があります。

(※1) 経済情勢等によっては、お取扱いきれない年齢があります。

(※2) 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議の対象外とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産

(※3) 完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確

**詳細** 詳細は「ご契約のしおり・約款」の「死亡保険金・介護保険金などのご請求手続きの流れ」をご確認ください。

の遺産分割協議に影響する場合があります。

認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

# ふるは〜とL〈介護プラン〉全期前納タイプのしくみ

月払い・年2回払い・年1回払い等のお取扱いをご希望の場合は、住友生命のお問合せ窓口(0120-506154)までご連絡ください。

# 1

## 死亡・高度障害保障に加え、介護保障もご準備いただけます。

・所定の障害状態になられたとき保険料払込免除となるお取扱いもあります。

**参照** 住友生命所定の高度障害状態、要介護状態および保険料払込免除について詳細は、P5～6、P12をご覧ください。

**詳細** 住友生命所定の高度障害状態、要介護状態および保険料払込免除について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「特徴としくみ」をご確認ください。

**死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は、それぞれ重複してお支払いいたしません。**

# 2

## 保険料払込 終身保障の 解約返戻金 ご自身で使 期間満了後、将来の 全部または一部にかえて をお受け取りいただき、 うこともできます。

・年金支払移行特約 年金でお受け取り

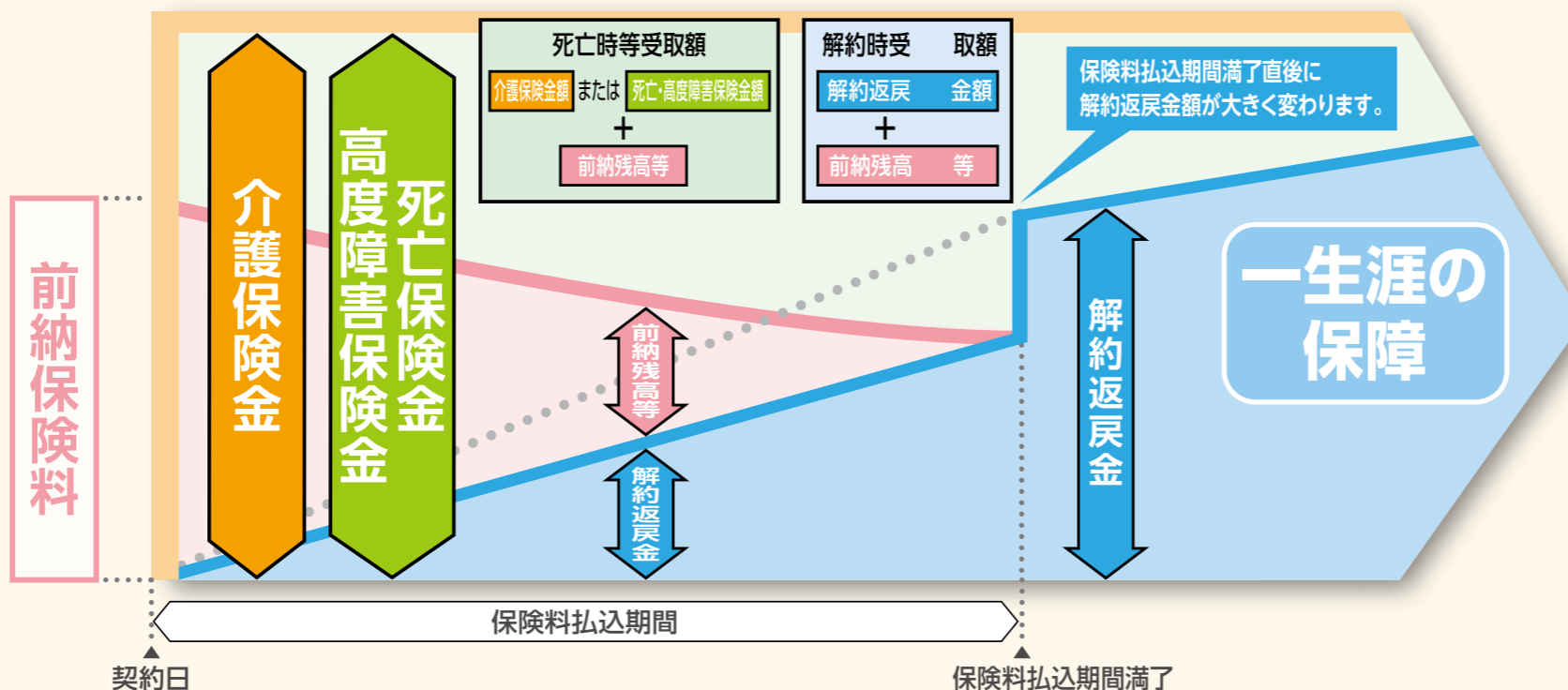
**参照** 詳細はP14「5特約のお取扱いについて」をご覧ください。

を付加することにより、**解約返戻金**をいただけます。

約のお取扱いについて」をご覧ください。

**保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています(点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しています)。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。**  
・保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。

〈しくみ図(イメージ)〉



**死亡保険金額、高度障害保険金額、介護保険金額、解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。**

### 簡単な告知で幅広い世代の方にお申し込みいただけます。

- 5つの健康状態の告知項目に1つもあてはまらなければお申し込みいただけます。
- 15歳～75歳までお申し込みいただけます。

**詳細** 告知項目について詳細は、「告知書」をご確認ください。

※ご職業などについても告知していただきますので、5つの告知項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。



### 死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。

### 高度障害保険金

被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払いするお金のことをいいます。死亡保険金額と同額をお支払いします。

### 介護保険金

被保険者が責任開始期以後に発生した疾病により所定の要介護状態になられ、180日以上継続していると医師によってお支払いするお金のことをいいます。死亡保険金額と同額をお支払いします。

傷害またはその状態が診断されたとき、死亡保険

### 解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

### 保険料払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の障害状態となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除し、前納残高等があれば払い戻します。

**△(お取引信用金庫の事業性資金の融資をご利用されている関係先のお客さまへ)**  
法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さま(注1)は、ご契約いただける保険金額に制限があり、本商品では、「死亡保険金額1000万円(注2)」までご契約いただけます。

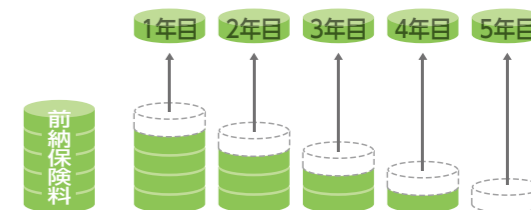
- ① 事業性資金の融資をご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
- ② 事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
- ③ 事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

(注1) ご利用状況を別途確認させていただきます。  
(注2) ①②について、パンフレット裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にお申し込みいただけません。また、当該信用金庫ですでに他の生命保険などをご契約されているお客さまにつきましては、当該信用金庫からはご契約いただける死亡保険金額に制限がある場合、またはご契約いただけない場合があります。詳しくは生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。

### 全期前納とは…

- 保険料払込期間満了時までの年1回払保険料をご契約時に全期間分まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料(前納保険料)は住友生命が積み立て、毎年の契約当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します。

前納保険料の充当イメージ  
(前納期間5年の場合)



### 全期前納のポイント

- **保険料が割り引かれます!**  
まとめてお払い込みいただきますので、前納保険料は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。
- **前納残高等は払い戻します!**  
前納残高等とは、前納保険料のうち年1回払保険料に未充当の部分であり、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高等があれば、死亡保険金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。
- **一般生命保険料控除の対象となります!**  
保険料払込期間満了まで毎年、前納期間に応じて計算する金額が一般生命保険料控除の対象となります。

住友生命所定の要介護状態について

住友生命所定の要介護状態(①または②の状態です)が180日以上継続していると医師によって

目安として公的介護保険制度の要介護3(\*)以上に相当

(\*)中等度の要介護状態を示す。要介護2(軽度の要介護状態)と比較して、日常生活動作および手段の日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全

面的な介護が必要となる状態。現があてはまらなくなることがあります。

**住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。**

① 表1の **ア~エ** のいずれかにあてはまり、かつ 表2の **a~d** のうち **2項目以上** あてはまる状態





※各項目に定める状態の判定

- (1) 時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。
- (2) 運動機能の有無にかかわらず、認知症等によりその行為の内容や目的が理解できないことまたは医療上の必要に基づく制約があることを原因とする状態を含みます。
- (3) 各項目に定める状態には、見守り等のみが必要な状態は含みません。

表1

	全介助	一部介助
<b>歩行</b>	<b>ア</b> 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態 	<b>イ</b> 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すりなどで手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態 
<b>寝返り</b>	<b>ウ</b> ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、寝返りが自分ではできない状態 	<b>エ</b> ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、寝返りが自分ではできない状態 

表2

	全介助	一部介助
<b>衣服の着脱</b>	<b>a</b> ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすいいずれかに該当する状態 (I) 上衣の着脱の行為のすべてが自分ではできない (II) スボン・パンツ等の着脱の行為のすべてが自分ではできない	い衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 
<b>入浴</b>	<b>b</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いる入浴が自分ではできない (II) 洗身の行為のすべてが自分ではできない	なければ、一般家庭浴槽の出入り 
<b>食事の摂取</b>	<b>c</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) 食器等や食物を工夫しても、食物を口元まで運ぶ (II) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている	動作が自分ではできない 
<b>排泄</b>	<b>d</b> 次のいずれかに該当する状態 (I) トイレまでの移動やポータルトイレへの移乗の体を支える等の介助が必要 (II) 排泄動作の際に介助が必要 (III) 排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (IV) 排泄コントロール機能を失っているために、おむつ	際に、介護者が手を添える、おむつの使用が必要 

用語の説明

- 歩行**  
「歩行」とは、歩幅や歩速を問わず立った状態から5m以上歩くことをいい、日常的に車椅子を使用している場合は車椅子を使用しない状態で歩行ができるかどうかを判定します。
- 寝返り**  
「寝返り」とは、身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のいずれかに向きを変えることをいいます。
- 衣服の着脱**  
「衣服の着脱」とは、眼前に用意された衣服の着脱を行うことをいい、収納場所からの出し入れ等は含みません。
- 入浴**  
「洗身」とは、浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石けん等を付けて全身を洗うことをいい、洗髪・洗顔は含みません。
- 食事の摂取**  
(1) 「食事の摂取」とは、眼前に用意された食事を摂取することをいい、調理、配膳、後片付け等は含みません。  
(2) 食器等の工夫とは、介護用の皿・スプーン等を使用すること等をいいます。  
(3) 「経管栄養」とは、胃または小腸まで細いチューブを挿入して、流動食を投与する栄養管理法をいいます。  
(4) 「中心静脈栄養」とは、鎖骨下部、頸部、大腿部の太い静脈からカテーテルを大静脈まで挿入し、濃度の高いブドウ糖液の投与を行うことにより必要な栄養分を補給する方法をいいます。
- 排泄**  
「排泄動作」とは、ズボン・パンツの上げ下げ、およびトイレ、尿器または便器への排尿・排便をいいます。
- 器質性認知症**  
脳に器質性障害(アルツハイマー病、老化等による構造的な障害)が起こることにより、知能の低下が持続する状態。
- 意識障害**  
通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているというが、この意識が障害された状態。
- 見当識障害**  
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない、今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない、日ごろ接している周囲の人が認識できないのいずれかに該当する状態。

② 器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

詳細は「ご契約のしおり・約款」の「特徴としくみ」をご確認ください。

以下のような場合には、介護保険金はお支払いできません。

■ ①・②の要介護状態に該当したが、180日経過前に回復した場合

■ 一部のみ介助を必要とする状態が180日続いたが、全介助を要する状態ではなく、①の所定の要介護状態には該当しない場合

例:衣服の着脱 上衣またはズボンなどの着脱の際にボタンのかけはずしを行うなど部分的な介助が必要な状態。

例:入浴 浴槽への出入りに介護者が手を添える、身体の一部を洗うなど部分的な

介助が必要な状態。

例:食事の摂取 介護用スプーンの使用や食物を小さく刻む等、食器や食物を工夫しても食事の一連の動作の際に部分的な介助が必要な状態。

# ふるは〜とL 全期前納タイプ のしくみ

月払い・年2回払い・年1回払い等のお取扱いをご希望の場合は、住友生命のお問合せ窓口(0120-506154)までご連絡ください。

1

## 死亡・高度障害保障 をご準備 いただけます。

・所定の障害状態になられたとき保険料払込免除となるお取扱いもあります。

**参照** 住友生命所定の高度障害状態、保険料払込免除について詳細は、P12をご覧ください。

**詳細** 住友生命所定の高度障害状態、保険料払込免除について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。

**!** 死亡保険金・高度障害保険金は、それぞれ重複してお支払いいたしません。

2

## 保険料払込 終身保障の 解約返戻金 ご自身で使 期間満了後、将来の 全部または一部にかえて をお受け取りいただき、 うこともできます。

・年金支払移行特約 年金でお受け取り

**参照** 詳細はP14「5特

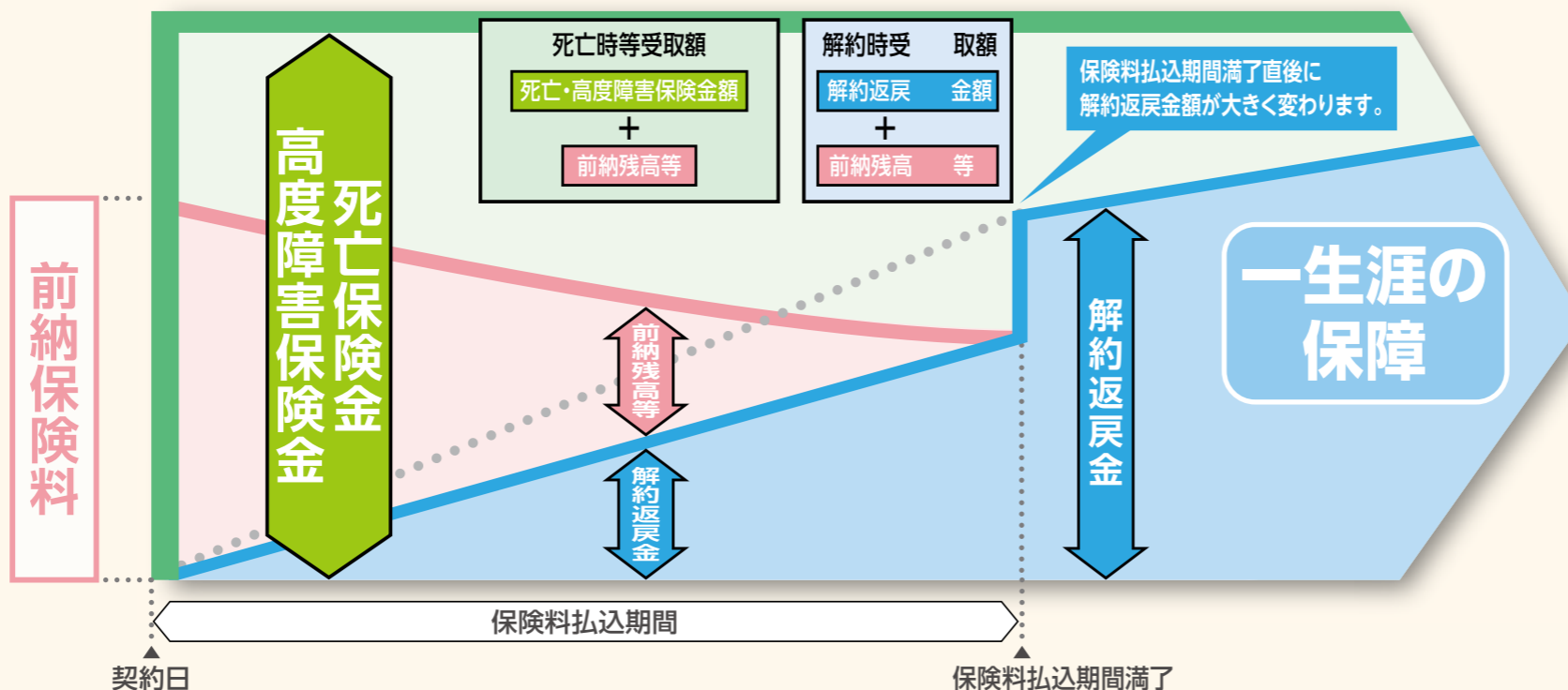
を付加することにより、**解約返戻金**を いただけます。

約のお取扱いについて」をご覧ください。

**!**

・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としてい ます(点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約 返戻金の推移を表しています)。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。  
・保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。

<しくみ図(イメージ)>



**!**

死亡保険金額、高度障害保険金額、解約返戻金額について詳細は、「ご 提案内容説明書」をご確認ください。

## 簡単な告知で 幅広い世代の方に お申し込み いただけます。

- 5つの健康状態の告知項目に1つもあてはまらなければお申し込みいただけます。
- 15歳~75歳までお申し込みいただけます。

**詳細** 告知項目について詳細は、「告知書」をご確認ください。

※ご職業などについても告知していただきますので、5つの告知項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。



ご確認ください

### 死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。

### 高度障害保険金

被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払いするお金のことをいいます。死亡保険金額と同額をお支払いします。

### 解約返戻金

ご契約を解約された場合、保険料払込期間中の解約返戻金として返戻されます。

合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%返戻期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

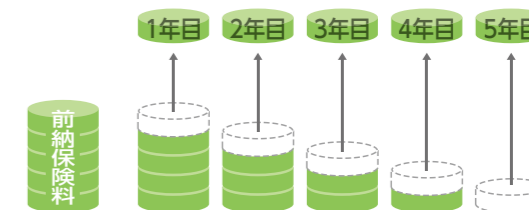
### 保険料払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の障害状態となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除し、前納残高等があれば払い戻します。

### 全期前納とは…

- 保険料払込期間満了時までの年1回払保険料をご契約時に全期間分まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料(前納保険料)は住友生命が積み立て、毎年の契約当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します。

前納保険料の充当イメージ (前納期間5年の場合)



### 全期前納のポイント

- **保険料が割り引かれます!**  
まとめてお払い込みいただきますので、前納保険料は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。
- **前納残高等は払い戻します!**  
前納残高等とは、前納保険料のうち年1回払保険料に未充当の部分であり、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高等があれば、死亡保険金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。
- **一般生命保険料控除の対象となります!**  
保険料払込期間満了まで毎年、前納期間に応じて計算する金額が一般生命保険料控除の対象となります。

# 契約概要

## 税務のお取扱い



記載の内容は2018年8月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

### ご契約時のお取扱い

お払い込みいただいた前納保険料は、毎年、前納期間に応じて計算する金額がその年の「一般生命保険料控除」の対象となります（**介護医療保険料控除の対象にはなりません**）。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

### 保険金を受け取った場合のお取扱い

#### 死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税 <sup>(*1)</sup>
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得 <sup>(*2)</sup> ) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

#### 高度障害保険金・介護保険金<sup>(\*)</sup>を受け取った場合の課税

高度障害保険金・介護保険金<sup>(\*)</sup>は被保険者が保険金受取人となるため全額非課税となります。

(\*)ふるはーとL<介護プラン>のみ

#### リビング・ニーズ保険金を受け取った場合の課税

- 被保険者が受け取るリビング・ニーズ保険金は非課税です。
- 保険金の一部をリビング・ニーズ保険金として受け取った場合、リビング・ニーズ保険金を差し引いて残る保険金は、被保険者死亡時に支払われる死亡保険金となります（「**死亡保険金を受け取った場合の課税**」と同様）。
- 支払われたリビング・ニーズ保険金が、被保険者死亡時に仮に残っている場合には、相続人に対する相続財産として課税されます。

### 終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得<sup>(\*2)</sup>) + 住民税が課税されます。

### 死亡保険金などの全部または一部の年金受取を選択した場合のお取扱い<sup>(\*3)</sup>

#### 終身保障の全部または一部にかえて年金受取を選択した場合のお取扱い

#### 年金受取時の課税<sup>(\*4)</sup>

年金種類	年金受取時の課税の種類	年金受取開始後の一時金受取時の課税の種類
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

#### 年金受取人死亡時の課税

年金受給権(年金として受け取る権利)が相続税や贈与税の対象となります。

- (\*1) 死亡保険金には、相続税非課税枠(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、法定相続人の数×500万円)があります。
- (\*2) 一時所得の課税対象額 = {収入[解約返戻金額または死亡保険金額] - 必要経費(払込保険料合計額) - 特別控除} × 1/2  
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
- (\*3) 死亡保険金の年金受取を選択された際の課税は、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係や、年金支払特約I型の付加時期によって異なります。
- (\*4) 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受給権(年金として受け取る権利)の評価額に対して贈与税が課されることとなります。年金受取時は、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税・住民税が課されることとなります。また、雑所得の金額は、「課税部分」の年金収入金額から対応する必要経費(支払保険料)を差し引いた金額となります。

**詳細** 詳細は「ご契約のしおり・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています**。

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

**詳細** お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## ➔ 1 引受保険会社について

### ■ 引受保険会社 住友生命保険相互会社

■ 住 所 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24

■ 電 話 ご契約後の手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506154 **参照** 詳細はP22「注意喚起情報12」をご覧ください。

■ ホームページ   <http://www.sumitomolife.co.jp>

## → 2 商品の特徴について

- 「ふるはーとL<介護プラン>」は、「低解約返戻金型無配当介護保障終身保険」の愛称です。一生涯の死亡保障・介護保障や将来のための資金をご希望の方に適した保険です。
- 「ふるはーとL」は、「低解約返戻金型無配当終身保険」の愛称です。一生涯の死亡保障や将来のための資金をご希望の方に適した保険です。
- 保険料払込方法は全期前納のお取扱いとなります。  
全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。  
**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。**
- 「ふるはーとL<介護プラン>」「ふるはーとL」は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、その分お求めやすい保険料としています(保険料払込期間中の解約返戻金は、低く設定しない場合の70%としています)。

**この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。** 保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。

・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

参照 しくみ図(イメージ)については、P3・4およびP7・8をご覧ください。

## → 3 保障内容について

お支払いする保険金等	お支払理由	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失う等)になられたとき、高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金・介護保険金は重複してお支払いいたしません)。 詳細 住友生命所定の高度障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。	被保険者
介護保険金 (ふるはーとL<介護プラン>のみ)	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、住友生命所定の要介護状態になられ、その状態が継続して180日あると診断されたとき、介護保険金をお支払いし、ご契約は消滅します(介護保険金をお支払いした場合、死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いいたしません)。 詳細 住友生命所定の要介護状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。 ※住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。	
保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した <b>不慮の事故による傷害</b> を直接の原因として、その事故の日から180日以内に住友生命所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失う等)となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除し、前納残高等があれば払い戻します。 詳細 不慮の事故、住友生命所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。	

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

参照 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、P19「注意喚起情報7」をご覧ください。

詳細 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

■ご契約によっては、ご契約時にお払い込みいただく前納保険料が死亡保険金額等を上回る場合があります。

詳細 死亡保険金額等について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## → 4 ご契約の諸基準について

ふるはーとL<介護プラン>・ふるはーとL				
契約年齢 <sup>(※1)(※2)</sup>	15歳～75歳			
取扱単位	保険金建て：万円単位 保険料建て：千円単位			
最低保険金額	契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～75歳
	最低保険金額	300万円	200万円	100万円
最高保険金額 <sup>(※3)</sup>	契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～39歳	40歳～75歳	
	最高保険金額	1500万円	1200万円	
保険料払込期間 <sup>(※2)(※4)</sup>	15歳～24歳：30歳になるまでの期間 25歳～75歳：5年			
保険期間	終身			
診査方法	告知書扱い			

(※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。

(※2) 経済情勢等によっては、お取扱いできない年齢、保険料払込期間があります。

(※3) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

(※4) その他の保険料払込期間については、募集代理店にご確認ください。

■ **次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**

**主契約の保険金額／付加している特約／保険料(金額、払込期間、払込方法、払込経路)／被保険者の性別・生年月日**



募集代理店となる信用金庫の事業性資金の融資をご利用されている関係先のお客さまについては、ご契約いただける死亡保険金額に制限がある場合、またはご契約いただけない場合があります。詳細はP4、P8をご覧ください。

## → 5 特約のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

年金支払特約 I型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金<sup>(※)</sup>の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。 (※)ふるはーとL&lt;介護プラン&gt;のみのお取扱いとなります。</li> <li>▶ <b>詳細</b> 年金の受取方法について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。</li> <li>● 年金支払開始日(第1回年金支払日)は年金基金設定日の翌年の応当日となり、第2回以後の年金支払日は年金支払開始日の年単位の応当日となります。</li> <li>● 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金の設定時における計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、お取扱いはできません。</li> <li>● 年金種類は確定年金となります。</li> <li>※ <b>契約時、保険期間中、保険金支払事由発生後に付加することができます。</b></li> </ul>
リビング・ニーズ特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。お支払金額(リビング・ニーズ保険金)は、死亡保険金額の範囲内で指定していただいたご請求額(ただし、3000万円<sup>(※)</sup>を限度とします)から、対応する<b>6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額</b>となり、1回に限り被保険者にお支払いします。 (※)この限度額は、将来変更することがあります。</li> <li>● <b>リビング・ニーズ特約は、住友生命の契約を通算して被保険者1人につき1件のみ付加できます。</b></li> <li>※ <b>契約時、保険期間中に付加することができます。</b></li> </ul>
指定代理請求特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が受取人となる次の保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などを請求することができます。</li> <li>・リビング・ニーズ保険金 ・高度障害保険金 ・介護保険金(ふるはーとL&lt;介護プラン&gt;のみ)</li> <li>・保険料払込免除(契約者と被保険者が同一人である場合)</li> <li>● 請求時における被保険者と指定代理請求人の関係が住友生命所定の範囲内であることが必要です。</li> <li>※ <b>契約時、保険期間中に付加することができます。</b></li> </ul>
年金支払移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が生存されている場合、将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。</li> <li>▶ <b>詳細</b> 年金の受取方法について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。</li> <li>● 特約を付加した日を移行日といい、移行日が年金支払開始日(第1回年金支払日)となります。第2回以後の年金支払日は年金支払開始日の年単位の応当日となります。</li> <li>● 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始時の解約返戻金額等、被保険者の年齢および計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、または被保険者の年齢が住友生命所定の範囲をこえる場合、お取扱いはできません。</li> <li>● 年金種類は確定年金となります。</li> <li>※ <b>保険料払込期間満了後に到来する年単位の契約応当日に付加することができます。</b></li> </ul>



## → 6 配当金について

■この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など）はありません。

## → 7 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。

■この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。

■保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

**詳細**▶ 解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## → 8 保険料の計算基準日について

■保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日（契約日）をいいます。

■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。本商品では責任開始日が契約日となります。

# 注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。**「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**

■特に保険金などをお支払いできない場合（P19 **7**）など、お客さまにとって**不利益**となる**ことが記載された部分については必ずご確認ください。**

■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。**（P18 **5**）

→ 1

申込み時（クーリング・オフ制度）

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込みの取消し（クーリング・オフ）ができます。

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日



①申込みの取消しは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻します。

住友生命本社あて先 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室

②なお、申込者・契約者が法人（会社等）の場合などは、**申込みの取消しはできません。**

・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

**詳細**▶ クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特にご確認いただきたい重要事項』をご確認ください。

**→2** **申込み時 (告知)**

過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、住友生命がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ (告知) ください。

- ① 契約者や被保険者には、健康状態などについて **正しく告知する義務があります**。告知書に記入したことが告知となります。
- ② 募集代理店の担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません**。
- ③ 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります** (告知義務違反による解除)。
- ④ 契約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります**。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消を理由として、**保険金などをお支払いできないことがあります**。

**詳細** 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『健康状態・職業などの告知』をご確認ください。

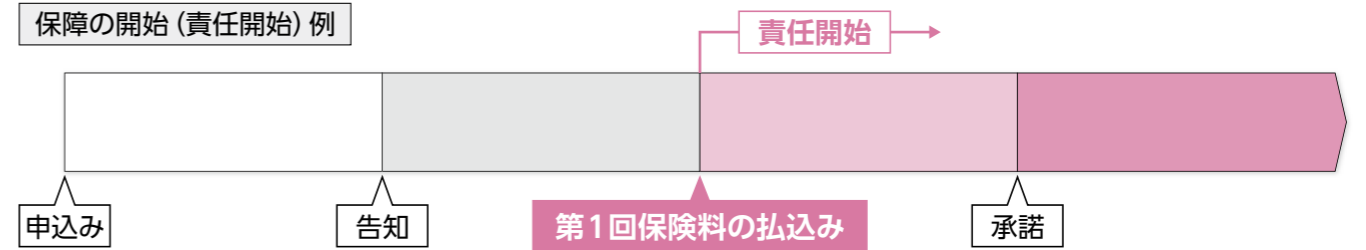
**→3** **申込み時・請求時 (確認訪問)**

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ① 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- ② 契約の際に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

**→4** **申込み時 (保障の開始)**

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始 (責任開始) します。



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

**→5** **申込み時 (現在の契約を解約・減額して申込みする場合)**

現在の契約を解約・減額して、本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- ① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- ③ 本商品 (新たな契約) の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります**。また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります**。

**参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P17「注意喚起情報 2」をご覧ください。

- ④ 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることもあります**。

## 契約後(解約と解約返戻金)

→6

この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています。

- ① 払込保険料は預金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。**
- ② **保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合(\*)の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。**ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。  
(\*) 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しない取扱いはできません。
- ③ 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

**詳細**▶ 解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## 請求時(お支払いできない例)

→7

保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

## 保険金などをお支払いできない場合の例

- ① **責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合**(高度障害保険金、介護保険金、保険料払込免除の場合)  
(ただし、原因となった「疾病」について正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ず住友生命のお問合せ窓口までご連絡のうえ、ご確認ください。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。)
- ② 告知内容が事実と相違し、契約が**告知義務違反により解除された場合**
- ③ 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ④ 詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**  
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ⑤ 保険金などの**免責事由に該当した場合**  
(例: 責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

## 請求時(手続きとお願い)

→8

お客さまからの請求に応じて、保険金などをお支払いします。  
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、**すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**

- ① 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**  
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
  - ② 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。
- 詳細**▶ お支払理由、ご請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『主契約について』『死亡保険金・介護保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

## 請求時(指定代理請求制度)

→9

被保険者が受取人となる保険金などについて、**受取人が請求できない場合、受取人に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。**

- ① 指定代理請求人は保険金などの請求時において所定の範囲内であることが必要です。  
**詳細**▶ 指定代理請求人の所定の範囲について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特約について』をご確認ください。
- ② 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から指定代理請求人に、事前に契約内容などをご説明ください。

諸制度 (相互会社制度)

→ 10 この保険の契約者には  
相互会社の社員としての権利はありません。

- ① 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ② この保険は剰余金の分配がないため、この保険のみの契約者には「社員」としての権利がありません(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利などはありません)。

諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

→ 11 生命保険会社が経営破綻した場合などには、  
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ① 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります**。
- ② 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります**。

相談・照会・苦情の連絡先

→ 12 生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、  
住友生命のお問合せ窓口および  
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

〈受付時間〉月～金曜日…午前9時～午後6時/土曜日…午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

主なサービス内容

- 契約内容に関するご照会
  - 各種手続き方法に関するご案内<sup>(\*)</sup>
  - 苦情・相談受付 等
- (\*) 住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等  
証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

- ① この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ② 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- ③ 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。